

予防接種に関する事務についての特定個人情報保護評価書について寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

平成 28 年 7 月 22 日（金）～平成 28 年 8 月 22 日（月）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

- ア 保健福祉局保健所（札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階）
- イ 市政刊行物コーナー（本庁舎 2 階）
- ウ 各区役所総務企画課（広聴係）
- エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/pia-yobousesessyuhogyouka.html>

3 意見の受付方法

- (1) 郵送
- (2) 持参
- (3) F A X
- (4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

3 名

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	F A X	電子メール	合計
提出者数	0 人	0 人	1 人	2 人	3 人

(3) 意見総数

18 件

5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

整理番号	1		
寄せられた意見	予防接種事務における、個人のプライバシー等の権利利益とはなにか。	市の考え方	予防接種事務における個人のプライバシー等の権利利益としては、予防接種者の情報（氏名・住所・生年月日・性別）や、接種履歴などの保護されるべき個人情報を指します。

整理番号	2		
寄せられた意見	特定個人情報の漏えいその他の事態とは何を想定しているか。	市の考え方	操作ミス、不正アクセス、内部犯行等によって、特定個人情報について漏えい、紛失、改ざん、不正使用等が生じる事態を想定しています。

整理番号	3		
寄せられた意見	【Ⅰ 基本情報：システム3：②システムの機能について】 「住記」異動情報は「住基」とは異なるのか。	市の考え方	「住記」とは住民記録を指し、住民基本台帳システム（住基）に記録される情報です。しかし紛らわしい表現であるため、「住民記録の異動情報」に訂正いたします。

整理番号	4		
寄せられた意見	【Ⅰ 基本情報：4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由：②実現が期待されるメリットで接種率の向上について】 これまで予防接種の副反応などで健康被害が起きている場合があるが、「接種率の向上」だけがメリットなのか。	市の考え方	定期予防接種については、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため予防接種法に基づいて実施しているものであり、多くの方に接種していただくことで、市民の皆様の健康と安全が守られるものと考えております。一方で、ご指摘のとおり副反応による健康被害等も起こりうるため、接種に際しては、引き続き副反応に係る丁寧な情報提供を行っていきたいと考えております。

整理番号	5		
寄せられた意見	【(別添1) 事務の内容について】 厚生労働省に「進達」する、とはどういう意味か。	市の考え方	予防接種による健康被害救済に係る給付については、予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合に、市町村より給付が行われます。市町村では、被接種者からの健康被害に係る給付の申請を受け付け、予防接種健康被害調査委員会で申請内容を調査・検討後、厚生労働省に申請を取り次ぐ役割を担っています。

整理番号	6		
寄せられた意見	委託・再委託先について、漏えいした場合の責任はどこにあるのか。	市の考え方	委託先については本市に監督責任があり、再委託先については委託先が監督責任を負うこととなります。なお、再委託を行うには、本市の許諾が必要です。

整理番号 7

寄せられた意見	情報提供ネットワークについて、まだシステムが完成していないと聞いているがどのような状況なのか。	市の考え方	情報提供ネットワークシステムは内閣官房で構築しているシステムであり、平成 29 年の番号制度による情報連携開始に向けた構築が進められています。 なお、札幌市としては情報連携が開始される平成 29 年 7 月に間に合うようシステムの改修を進めています。
---------	---	-------	--

整理番号 8

寄せられた意見	【Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策について】 リスク対策は【十分である】となっているが、【特に力を入れている】の差はなにか。どこでどのように判断するのか。	市の考え方	札幌市ではこれまでも個人情報保護について特に力を入れて取り組んでまいりましたので、以前より実施しているリスク対策については「特に力を入れている」、今回の制度導入により新たに実施する予定のリスク対策については「十分である」という記入としています。
---------	---	-------	--

整理番号 9

寄せられた意見	人間はミスをおかす、との認識はあるのか。	市の考え方	セキュリティ対策については、操作ミスや人為的な不正行為等は起きうるものという前提が必要不可欠です。ミスや不正に対しては、対策を多重に講じることが有効であることから、本評価書に記載している各セキュリティ対策を実施することとしています。
---------	----------------------	-------	--

整理番号 10

寄せられた意見	従業者が事務外で使用する場合は何か。	市の考え方	「事務外で使用することにに対する注意喚起を行う」とは、従業者が特定個人情報ファイルを本来の目的以外の用途で不正に使用することのないよう注意喚起を行うということを意図した記載でしたが、表現が分かり難いため、「本来の目的以外の用途で使用するすることのないよう注意喚起を行う」に訂正いたします。
---------	--------------------	-------	--

整理番号 11

寄せられた意見	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保：【十分に行っている】の根拠はなにか。万が一の場合の責任はどこにあるのか。	市の考え方	再委託を許諾する際、再委託先が委託先の管理下にあるかを判断しております。また、委託先から再委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を周知徹底し遵守させ、セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させることとしているため、【十分に行っている】と考えています。
---------	---	-------	--

整理番号 12

寄せられた意見	マイナンバーカードの交付について、システムエラーが起きたように聞いているが、状況はどうなっているのか。 市民の個人情報を、不完全な情報ネットワークで、システムエラーするようなサーバーに送信して大丈夫なのか。責任の所在はどこか。	市の考え方	マイナンバーカードの交付事務においては、地方公共団体情報システム機構の「中継サーバ」に障害が生じ、カードの交付が遅れるなどの影響が発生しましたが、この障害による個人情報の漏えい等は起きておりません。マイナンバーカード交付のシステムや、情報連携のための自治体中間サーバの運営等は、地方公共団体情報システム機構が責任を負っております。
---------	--	-------	---

整理番号 13

寄せられた意見	このシステムそのものが、非常に危ういものであり、そもそも生涯変わらない一つの番号で個人情報を紐つけることは、情報に価値があるほど不正アクセスされやすくなり、また人間が取り扱うからミスや漏えいも考えられる。 このシステムを使って、このようなセンシティブな特定個人情報を送信することは、いくらセキュリティを高めてもきりが無く、不安が尽きない。 漏えい流失した情報は、取り戻すことは不可能であることはベネッセ事件で了解済みであり、今後あらゆるところで利用されるので不安だ。 責任の所在もあいまいで、お金（賠償）で解決できるものではない。札幌市としては、このシステムの利用・運用を今一度考え直すべきだ。	市の考え方	マイナンバー制度への対応は法令で義務付けられていることから、これに対応するシステムの利用・運用についても、法令に従うべきものと考えております。
---------	--	-------	---

整理番号 14

寄せられた意見	この公募意見はどのように反映されるのでしょうか。	市の考え方	今回の意見募集の結果をもとに評価書の記載事項の見直しを行います。 なお見直した評価書につきましては、札幌市情報公開・個人情報保護審議会による点検を受けた後に公表いたします。
---------	--------------------------	-------	---

整理番号 15

寄せられた意見	<p>意見募集のパンフレットの裏面には「マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます」と書いてあります。「さまざまな対策を講じ」ないと個人情報が漏洩することを認めており、悪意をもった人による「対策」を破る技術は次々に現れることは間違いありません。このことに不安をもつ市民は「番号通知書」を受け取っていません。しかし、「番号通知書」を手にしていない市民に対して、市として説明したり、理解していただく努力をしていないように思います。</p> <p>予防接種に関しては健康情報の一部であり、とりわけプライバシー保護を必要とするものです。一部の市民が「個人番号」制度に不安を抱き、自分の「個人番号」を知らない状況において、予防接種に関する事務について個人番号を使用することはやめてください。</p>	市の考え方	<p>マイナンバー制度においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため、法制度とシステムの両面から、必要な対策が講じられているところです。これらの対策により、ご懸念のリスクに対応できるものと考えております。マイナンバー制度については、国が広報・周知を行っているところですが、本市としても国と連携して引き続き周知してまいります。</p> <p>本制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するとともに、行政の効率化につながる重要な社会的基盤となるもので、予防接種に関する事務についても法律で個人番号を利用することとされており、すべての地方自治体に対応が義務付けられております。個人情報の取扱いについては、様々なリスクが想定される場所ですが、評価書に記載するような多様なセキュリティ対策を講じることで、安全に運用できるものと考えております。</p>
---------	---	-------	--

整理番号 16

寄せられた意見	<p>パブリックコメントの内容は、特定個人情報の保護評価です。しかしそのまゝに、予防接種に関する事務を「マイナンバー制度に対応する」ことによるメリットがわかりません。</p> <p>パンフレットの裏面には、個人番号は「行政の効率化」「国民の利便性向上」「公平・公正な社会の実現」に資するとありますが、これを予防接種に関する事務において具体的に説明してください。</p> <p>① 予防接種に関する事務において、現状で何が問題なののでしょうか？</p> <p>② 行政事務のどこがどのように効率化するのでしょうか？</p> <p>③ 市民の利便性はどのように向上するのでしょうか？</p> <p>④ どこが「公正・公平」になるのでしょうか？</p>	市の考え方 <p>予防接種に関する事務は、番号法の別表第二に規定され、マイナンバー制度への対応により、事務の効率化や利便性の向上が求められています。具体的には、接種履歴の照会及び他市町村で実施した接種情報の照会等の効率化や、接種履歴の照会への的確かつ迅速な対応、接種履歴の適正な管理による公正かつ的確な接種機会の確保等が期待されることです。札幌市においては、現在も予防接種の実施により、感染症の発生及びまん延の防止に努めているところですが、マイナンバー制度の導入により適切な接種勧奨が可能となることで、より多くの方に接種していただけるものと考えております。</p>
---------	---	---

整理番号 17

寄せられた意見	<p>【Ⅲ-2 特定個人情報の入手の項】</p> <p>本人確認の方法について、「リスク1」では「個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による」とあり、「リスク3」では「個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示などによる」とあります。</p> <p>① 「リスク3」の「など」とは具体的にはどのようなものを本人確認の手段として想定しているのでしょうか？</p> <p>② また、「リスク1」と「リスク3」では、なぜ本人確認の手段に違いが生じるのでしょうか？</p>	市の考え方 <p>本人確認の方法については、リスク3（入手した特定個人情報が不正確であるリスク）の対策についても、リスク1（目的外の入手が行われるリスク）と同様に、「個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示」を考えています。ご意見を踏まえて、「など」の記載を削除いたしました。</p>
---------	---	--

整理番号 18

寄せられた意見	<p>予防接種の履歴管理は従来通りで良い。予防接種台帳で何か問題が発生したのか。国民を管理する為のシステムに予防接種の履歴を入れる事は誰が何の目的で利用したいのかという疑いが生じる。</p>	市の考え方 <p>整理番号16に同じ。</p>
---------	---	----------------------------